

I ビジョン改定にあたって

1. ビジョン改定の趣旨

「さいたま市農業振興ビジョン」（以下「ビジョン」という。）は、平成16年度に策定し、その後の岩槻市合併に伴い、平成17年度に一部増補を行いました。

これまで、ビジョンにおける先導的プロジェクトとしてのランドコーディネーターの育成をはじめ、「農業」や「農地」、農と都市を結ぶ「農コミュニティ」の各分野への施策を実施してきました。

しかしながら、平成21年4月の改定後、およそ5か年度が経過した今日、国内の農業を取り巻く情勢は予想を超える速さで大きく変化し、農業従事者の高齢化、農産物価格低迷にともなう農業経営の圧迫、農産物の自由化への流れ、農産物の安全性など、さまざまな問題が生じています。その一方で、生産地と消費地とが隣り合う「都市農業」の再評価、保全・振興が全国的な動きとなっています。また、さいたま市においても、市民の安全・安心な農産物へのニーズの高まり、農業者の経営不安の深刻化などに対応すべく、農業政策の大きな転換が必要となっていました。

本改定は、このような状況の中で、これに先立ち平成24年12月に制定された「さいたま市都市農業の振興に関する条例」が定める「都市農業基本指針」にビジョンを位置づけ見直しを行うものです。

ビジョンの視点

ビジョンの策定・改定においては、以下の5点を重要な視点とします。

- ① 本市の特性を十分考慮し、地域に根ざしたわかりやすく具体的なビジョンであること
- ② 元気な農業を持続できるビジョンであること
- ③ 美しさと多面的機能を併せ持つさいたまの農地を守り続けるビジョンであること
- ④ さいたま市民全員が、農のある豊かな暮らしを共有できるビジョンであること
- ⑤ 農と都市がともに支え合う夢と希望を持つるビジョンであること

都市農業とは？

「さいたま市都市農業の振興に関する条例」で「大消費地に位置するという利点を生かしつつ、市民に新鮮で安全かつ良質な農産物等を供給し、及び農業の有する多面的機能を備えた市の全域で営まれる農業」と定義されています。

「農」とは？

「さいたま市都市農業の振興に関する条例」で「農産物等の供給の機能及び多面的機能の双方の機能を有することにより、農業から生み出される価値の総体」と定義されています。

新たな農の担い手とは？

ビジョンでの“新たな農の担い手”とは、主に都市住民で構成され、さいたま市農業の幅広い分野で活躍しサポートすることが期待される「ランドコーディネーター、援農ボランティア、NPO」等の意味です。

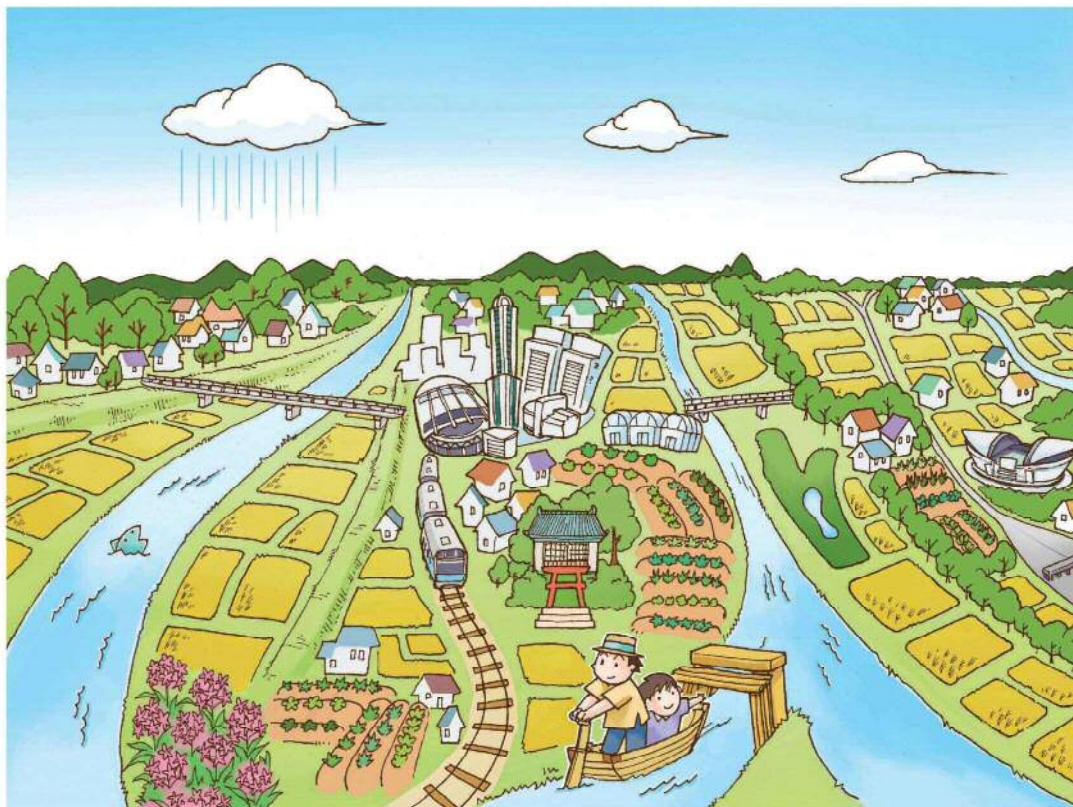
◆農の役割

農の果たす役割は豊かな生活の実現に、必要不可欠なものです。農産物の生産といった基本的な機能はもちろんのこと、安全・安心な農産物の供給に加え、防災機能、交流・レクリエーション、癒し、教育・学習・体験、環境保全など、多面的機能を農は備え持っています。

今後の都市農業の展開においては、安定的かつ持続的な農業経営の確立はもとより、これらの多面的機能の一層の発揮に向けて、農業情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確に受け止め、迅速かつ柔軟に都市住民の理解と協働により施策に取り組むことが重要です。

農のもつ多面的機能

- ① 農産物生産機能 …… 食料生産等の農業の持つ基本的機能
- ② 景観形成・癒し機能 … 季節の変化を感じる風景、日本の原風景の形成により癒しや潤いを感じる機能
- ③ 教育・学習・体験機能 食農教育、農業体験などにより理解と親しみを得る機能
- ④ 環境保全機能 …… ヒートアイランド現象の緩和、生態系維持機能
- ⑤ 防災機能 …… 自然災害の防止、災害時の避難場所、延焼の遮断機能
- ⑥ 交流・レクリエーション機能 … 市民農園や農業イベントを通じた都市住民との交流、コミュニケーション機能





都市と農業（見沼田圃から見たさいたま新都心）



農産物の生産



景観形成・癒し（中川コスモスマつり）



教育・学習（児童体験農園）



交流・レクリエーション（市民農園）

2. ビジョンの位置付け

「さいたま市農業振興ビジョン」は、「さいたま市総合振興計画 さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」（以下、「さいたま市総合振興計画」）の産業・経済の分野別計画として位置づけられるとともに、「さいたま市都市農業の振興に関する条例」が定める「都市農業基本指針」として、さいたま市の農業振興の方向性を示す計画であり、また、国・県の関連計画やさいたま市の「都市計画マスターplan」や「緑の基本計画」などの計画とも連携します。

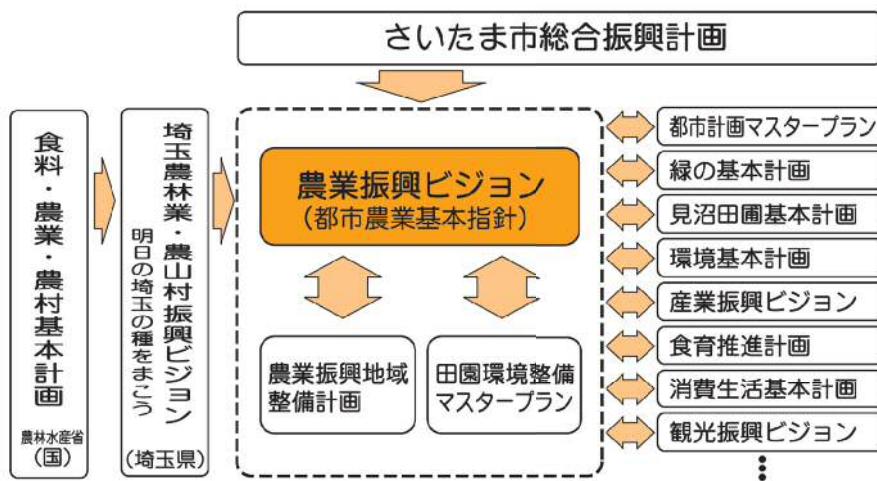


図 I-1：さいたま市農業振興ビジョンの位置づけ

3. 計画目標年次

ビジョンの計画は、

目標年次： 平成 32 年（2020 年）

とします。

なお、今後の社会・経済情勢の変化に対応して、必要に応じ変更を行うものとします。

